改正後	改正前
七　玩具類	七　がん具類
八　［略］	八　［同上］
九　スタンド、スイッチカバーその他これらに類する照明器具又は電気装備品	九　スタンド、スウィッチカバーその他これらに類する照明器具又は電気装備品
十　スプレー、手鏡、おしろい入れその他これらに類する化粧用品	十　スプレイ、手鏡、おしろい入れその他これらに類する化粧用品
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第九条関係）

改正後		改正前	
関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件	
第二類	［略］	［略］	
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	［略］	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	［同上］
［第四類	［略］	［略］	［同上］
～			～	
一五・一一］			一五・一一］	
第一六類	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品	［略］	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］
［一七・〇一			［一七・〇一	
～			～	
二〇・〇八］			二〇・〇八］	
二〇・〇九	果実、ナット又は野菜のジュース（ぶどう搾汁及びココナッツウォーターを含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	［略］	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	［同上］
［二一・〇一			［二一・〇一	
～			～	
二一・〇六］	［略］	［略］	二一・〇六］	［同上］